

## 令和4年第1回農業委員会議事録

開催日時 令和4年1月6日(木) 14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 4階北会議室

出席委員

(農業委員 14名)

京谷理史	古澤義夫	松永年實	水本幸男	三田茂明
葉山昌男	植野純央	堀内利弘	吉田繁	鬼追章浩
奥野晋也	内本正美	大谷章	小池良夫	

(推進委員 5名)

森本元昭	梅谷忠道	吉田隆美	松山敏行	白樫保雄
------	------	------	------	------

農業委員会事務局

東伸 白樫明広 篠崎恵

案 件

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画書の承認について

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

委 員

委 員

東 局長 新年あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。今年もどうぞよろしくお祈りします。それでは、ただいまより、令和4年第1回の農業委員会総会を開催させていただきます。

まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 みなさん、新年あけましておめでとうございます。旧年中はいろいろとお世話になりました。ありがとうございます。今年も1年どうぞよろしくお祈りいたします。

年末から、かなり寒さ厳しくなっております。風が吹いたりとか、今朝も雪が舞ってました。そういった状況で、農作業等されるのにかかなり厳しい状況だと思えます。ただ、過去から比べればだいぶ寒さも和らいでいるのかなという風に感じます。これも、温暖化の影響が出てきているのではないかと思ったりもしております。また、今年一年農業委員会の運営にご協力いただきますようよろしくお祈り申し上げます。

それでは、事務局の方から案件の概略説明、お祈りいたします。

東 局長 会長ありがとうございました。

それでは、令和4年第1回農業委員会総会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

初めに、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 丹比地区1件 西浦地区1件 埴生地区1件の計3件です。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について埴生地区2件 高鷲地区2件の計4件です。

報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について西浦地区1件です。

次に、議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について古市地区1件です。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について駒ヶ谷地区1件です。

議案第3号 農用地利用集積計画書の承認について駒ヶ谷地区  
1件です。

以上 本日も審議いただきます案件については報告案件が8件、  
議案案件が3件の合計11件となります。

それでは会長、ご審議の程よろしく申し上げます。

京谷会長 本総会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありま  
した。それでは、審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名  
させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷会長 それでは、本日の議事録署名委員を吉田隆美委員さんと堀内委員  
さんをお願いします。

それでは、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による  
届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第4条第1項第8号の届出について、3件続けて説明させて頂  
きます。この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。農  
地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための  
届出です。

第4条第1項第8号の届出について、3件続けてご説明させて頂  
きます。

この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。農地法第  
4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出で  
す。

1件目です。 地図「4条届①」をご参照ください。

地区名は、丹比地区です。

対象農地は、野255番1 田 1133㎡

届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は、駐車場、転用済です。

現場確認委員は、白樫委員さんです。



●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様 持分2分の1

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的：宅地分譲 転用済です。  
現地確認委員さんは、住所は埴生地区ですが、区域が河原城に近いので、大谷委員さんをお願いしました。

2件目です。地図「5条届②」をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

申請地は、野々上3丁目487番 田 704㎡

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的：駐車場 転用済です。  
現地確認委員さんは、鬼追委員さんです。

3件目です。地図「5条届③」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲5丁目383番1 田 671㎡

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的：露天資材置場です。  
現地確認委員さんは、奥野副会長です。

4件目です。地図「5条届④」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、島泉9丁目228番1 田 1022㎡

島泉9丁目228番4 田 7.35㎡

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●●様 持分5分の4

●●●●●●●●●●●●●●●●様 持分5分の1

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●様

転用目的：青空駐車場 転用済です。



んから異議がありませんでしたので、専決処理させていただき  
ました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

議案1号相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局か  
ら説明をお願いします。

事務局 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について  
これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1  
項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。

地図「納税猶予適格証明」の場所となります。

地区名は、古市地区です。

被相続人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

相続人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

相続開始年月日は、 令和3年6月8日

適用農地は、碓井二丁目446番 田 1272㎡ 持分1/44

碓井二丁目599番 田 1824㎡

碓井三丁目518番 田 2000㎡ 持分1/44

碓井三丁目521番 田 1236㎡ 持分1/44

碓井三丁目575番 田 1110㎡

現地調査しましたところ、適正に管理がされていることを確認し  
ています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

京谷会長 古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について地元委  
員さんいかがですか。

地元委員 12月29日に現地確認しました。521番、518番、446  
番これは昔からの共同の苗代地で組合員44名の登記の土地とな  
っていて持分44分の1という形になります。残り2筆の575、  
599番は自作地になりますが、この2筆についても今は何も植  
えていないがいつでも耕作できる状態にはなっています。先ほど  
の3筆は、7名の耕作員が現在も耕作しています。  
議案の第1号につきましては問題ないと思います。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について原案どおり可決決定いたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。

本件は、市街化調整区域内の農地について、所有権の移転又は賃借権等の設定を行い、譲受人又は被設定人が転用行為を行うものです。

地図の「5条許可」をご参照ください。地区名は 駒ヶ谷地区

申請地は飛鳥794番1 地目は畑 面積は432㎡

建築面積は119㎡

設定人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

被設定人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は 個人住宅

権利の種類は 使用貸借権の設定

農地区分は申請地は、おおむね三百メートル以内に近鉄南大阪線「上ノ太子駅」があり、農地法施行規則第43条第2号に該当し、第3種農地と判断されます。

被設定人は現在、賃貸住宅に居住しており、子供が生まれ手狭となっています。また、一人暮らしの実母宅にも近い申請地に住宅を建築するものです。

雨水排水につきましては、浄化槽を経由して水路へ放流することとなり、地元水利組合の同意が得られています。

隣接農地も無いことから、周辺農地の営農等に支障がないものと考え



えます

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

京谷会長 駒ヶ谷地区の農地法第5条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 12月24日午前中に現地確認させていただきました。家庭菜園をされているところで、田んぼとか稲作をされています。ここで転用されて、被設定人の●●くんは設定人の三男坊でして、近くに実家もありますので、こういうところが残ってたのかなと思ってました。これについては、意義はございません。

京谷会長 地元委員さん意義がないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん意義ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

議案第3号農用地利用集積計画書の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号農用地利用集積計画書の承認について  
羽曳野市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積計画について説明させていただきます。

地図の「利用集積計画」をご参照ください。

地区名は 駒ヶ谷地区です。

申請地は 飛鳥1232番、1233番合併 田 69㎡

1236番 田 95㎡

1237番 田 135㎡

1 2 3 8 番 田 9 2 m<sup>2</sup>

1 2 3 9 番 ため池(現況:畑) 1 5 5 m<sup>2</sup>

1 2 2 9 番 田 2 6 7 m<sup>2</sup>

利用権の設定をする者（所有者等）は

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

利用権の設定を行う者（農地中間管理機構）は

大阪市中央区南本町二丁目1番8号

一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 竹柴清二 様

利用権の設定を受ける者（転借人）は

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

設定する利用権は 使用貸借権となります。

貸付期間は 令和4年2月1日から令和14年1月31日までの  
10年間となっています。

転借人（借り手）の●●●様は、平成28年4月1日～平成30年  
3月31日の2年間、羽曳野市ぶどう就農促進協議会にて研修

平成30年4月10日より農業経営を開始

平成30年11月8日 認定新規就農者に認定

平成31年3月1日から農業次世代人材投資資金の給付開始で現  
在3年目です。

以上のことから農業に対する知識、経験は十分あるものと考えられ、  
必要な農機具も準備できていることから、農地の有効利用が期待で  
きるものと考えます。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

京谷会長 駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さん  
いかがですか。

地元委員 これも、12月24日に現地確認いきました。所有者は、今年84歳に  
なられる方でまだまだたくさん山の山一帯を持っておられます。年齢  
も年齢でございますので、合計させてもらったら700m<sup>2</sup>を超える  
ので、少しそういう意味では新たな人にと判断はごもっともな  
判断だと思います。また、現地確認させてもらったときにビニール  
ハウスされてまして、綺麗に中もされておりましたので、農地を守  
っていくという風については異議ありません。

京谷会長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。  
駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。